

RECEIVED
J.P. 005

第三章 意匠に関する法令

意匠法施行規則

○意匠法施行規則

〔昭和三十五年三月八日号外〕
通商産業省令第十二号

29 MAR 1956

(1) KIPs

沿革

- 昭和三十九年 二月 八日通商産業省令第六号(第一次改正)
- 昭和四十二年 七月二一日通商産業省令第九一号(第二次改正)
- 昭和四十五年 一月一七日号外通商産業省令第一〇一号(特許法施行規則等の一部を改正する省令三条による改正)
- 昭和四十五年 二月二二日通商産業省令第一一二号(特許法施行規則の一部を改正する省令附則四条による改正)
- 昭和五〇年 九月二三日通商産業省令第八四号(第三次改正)
- 昭和五十二年 二月二七日通商産業省令第七三三号(第四次改正)
- 昭和五三年 三月三一日号外通商産業省令第一四号(特許法施行規則等の一部を改正する省令三条による改正)
- 昭和五六年 四月三〇日通商産業省令第二三三三号(特許法施行規則の一部を改正する省令附則三条による改正)
- 昭和五七年 一月一七号外通商産業省令第七三三三号(第五次改正)
- 昭和五九年 六月二九日通商産業省令第四四四号(弁理士試験規則等の一部を改正する省令四条による改正)

- 昭和六〇年 一月三〇日通商産業省令第四五五号(特許法施行規則等の一部を改正する省令三条による改正)
- 昭和六〇年 二月一一日通商産業省令第七四四号(特許法施行規則等の一部を改正する省令三条による改正)
- 昭和六二年 五月二九日通商産業省令第三七七号(特許法施行規則等の一部を改正する省令三条による改正)
- 平成 元年 四月二五日通商産業省令第一六六号(特許法施行規則等の一部を改正する省令三条による改正)
- 平成 二年 九月二二日号外通商産業省令第四一四号(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則附則七条による改正)
- 平成 五年 一月一八日号外通商産業省令第七五五号(特許法施行規則等の一部を改正する省令三条による改正)
- 平成 七年 六月二七日号外通商産業省令第五七七号(特許法施行規則等の一部を改正する省令四条による改正)

意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第六条第二項、第七條、第八條第一項、第十四條第四項第四号、第六十二條第二項および第六十四條ならびに第六十八條第五項において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第八十九條の規定に基づき、ならびに意匠法を実施するため、意匠法施行規則を次のように制定する。

意匠法施行規則

(願書の様式)

- 第一條 願書(次項から第六項までの願書を除く。)は、様式第一により作成しなければならない。
- 第二條 類似意匠の意匠登録出願についての願書は、様式第二により作成しなければならない。
- 第三條 意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第十条の二第一項または第十一条第一項の規定による意匠登録出願についての願書は、様式第三により作成しなければならない。
- 第四條 意匠法第十二條第一項または第二項の規定による意匠登録出願についての願書は、様式第三の二により作成しなければならない。
- 第五條 意匠法第十三條第一項または第二項の規定による意匠登録出願についての願書は、様式第四により作成しなければならない。
- 第六條 意匠法第十七條の三第一項に規定する意匠登録出願についての

〔特許九六〕

願書は、様式第四の二により作成しなければならない。

一・三項…一部改正・四項…追加・旧四項…五項に繰下〔昭和四五年一〇月通産令一〇一号〕、一項…一部改正・六項…追加〔昭和六〇年一〇月通産令四五号〕、六項…一部改正〔平成五年一月通産令七五号〕

(副本の提出)

第一条の二 願書を提出するときは、その副本一通を提出しなければならない。

本条…追加〔平成二年九月通産令四一号〕

(図面の様式等)

第二条 願書に添付すべき図面は、様式第五により作成しなければならない。

2 図面を提出するときは、その副本二通を提出しなければならない。

本条…一部改正〔昭和五三年三月通産令一四号〕、見出…全部改正・二項…追加〔昭和六〇年二月通産令七四号〕

(図面の代用)

第三条 意匠法第六条第二項の規定により同条第一項の図面に代えて写真を提出することができる場合は、写真により意匠が明瞭に表わされる場合とする。

2 写真を提出するときは、これを様式第六により作成した用紙に貼りつけなければならない。

第四条 意匠法第六条第二項の規定により同条第一項の図面に代え

〔特許九六〕

てひな形又は見本を提出することができる場合は、そのひな形又は見本が次の各号に該当するものである場合とする。

一 こわれにくいもの又は容易に変形し若しくは変質しないもの
二 取扱い又は保存に不便でないもの
三 次項の規定により用紙にはり付けた場合において、容易に離脱するおそれがないもの

四 次項の規定により用紙にはり付けた場合において、その厚さが七ミリメートル以下のもの

五 その大きさが縦二十六センチメートル、横十九センチメートル以下のもの。ただし、薄い布地又は紙地を用いるときは、縦横それぞれ一メートル以下の大きさのものをすることを妨げない。

2 ひな形または見本を提出するときは、これを様式第七により作成した用紙にはりつけなければならない。この場合において、前項第五号ただし書の規定によりひな形または見本を提出するときは、その布地または紙地を七ミリメートル以下の厚さに折りたたんで用紙にはりつけなければならない。

一項…一部改正〔平成五年一月通産令七五号〕

(物品の区分)

第五条 意匠法第七条の通商産業省令で定める物品の区分は、別表第一の物品の区分の欄に掲げるとおりとする。

(組物)

第六条 意匠法第八条第一項の通商産業省令で定める組物は、別表第二のとおりとする。

(パリ条約による優先権等の主張の証明書の請求)

第六条の二 意匠登録出願についてパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国又は特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第四十三条の二第二項の特定国において優先権を主張するための書類について証明書の交付を請求する者は、その書類並びにその主張をする旨及び出願しようとする国の国名を記載した書面を提出しなければならない。

本条…追加(平成二年九月通産令四一号)、見出・本条…一部改正(平成七年六月通産令五七号)

(添付書面の援用)

第六条の三 意匠法第十二条第一項又は第二項の規定により新たな意匠登録出願をしようとする場合において、もとの意匠登録出願について提出した証明書であつて同法第四条第三項又は同法第十五条第一項において準用する特許法第四十三条第二項(意匠法第十五条第一項において準用する特許法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。)の規定によるものが変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。

2 意匠法第十二条第一項若しくは第二項又は第十七条の三第一項

の規定により新たな意匠登録出願をしようとする場合において、もとの意匠登録出願について提出した証明書であつて第十一条第一項において準用する特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)第五条から第七条まで若しくは第八条第一項又は同法第六十八条第二項において準用する特許法第十条の規定によるものが変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。

3 意匠法第十二条第一項若しくは第二項又は第十七条の三第一項の規定により新たな意匠登録出願をしようとする場合において、もとの意匠登録出願の願書に添付した図面(同法第十七条の三第一項に規定する意匠登録出願にあつては、同法第十七条の二第一項の規定により却下された補正についての手続補正書に添付した図面を含む。)が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。

本条…追加(昭和六〇年一〇月通産令四五号)、二項…一部改正・旧六条の二・繰下(平成二年九月通産令四一号)、二・三項…一部改正(平成五年十一月通産令七五号)、一項…一部改正(平成七年六月通産令五七号)

(秘密意匠)

第七条 意匠法第十四条第一項の規定による請求をするときは、願書に添付すべき図面その他の物件を密封し、かつ、「秘密意匠」と朱書しなければならない。

第八条 意匠法第十四条第四項第四号の通商産業省令で定める書面

〔特許九六〕

は、利害関係人であることを証明する書面とする。

(意匠登録証)

第九条 意匠登録証は、様式第八又は様式第九により作成しなければならない。

一項…一部改正・二項…削除(昭和五三年三月通産令一四号)

(意匠登録表示)

第十条 意匠法第六十四条の意匠登録表示は、「登録意匠」の文字およびその登録番号とする。

(登録料納付書の様式)

第十条の二 登録料を納付するときは、意匠権の設定の登録を受ける者又は類似意匠の意匠登録を受ける者は様式第十により、意匠権者は様式第十一により、それぞれ作成した登録料納付書によらなければならない。

本条…追加(昭和五三年三月通産令一四号)、見出・一項…一部改正・二項…削除
〔平成二年九月通産令四一号〕

(特許法施行規則の準用)

第十一条 特許法施行規則第一章(総則)(第一条の二、第四条の二第一項、第八条(様式第四に係る部分に限る。)、第九条の二(様式第九及び様式第十一に係る部分に限る。)、第九条の三、第十条の二、第十一条第一項(様式第十三に係る部分に限る。))及び第二項、第十一条の二、第十一条の四(様式第十六に係る部分に限る。)、第十二条(様式第十八に係る部分に限る。)、第十三条の

第三章 意匠に関する法令 意匠法施行規則

〔特許九六〕

二、第十四条第一項並びに第十八条第四項を除く。)の規定は、意匠登録出願、請求その他意匠登録に関する手続に準用する。

2 特許法施行規則第二十六条、第二十七条、第二十七条の三の二(様式第三十五に係る部分に限る。)、第二十七条の三の三(様式第三十七に係る部分に限る。)、第二十七条の四、第二十八条、第二十八条の二(様式第三十九に係る部分に限る。)、第二十九条、第三十条の三(様式第四十一に係る部分に限る。)、第二十九条、第三十条並びに第三十一条第二項及び第三項(信託、持分の記載等、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための証明書の提出、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をする場合の補正及び添付書面の援用)の規定は、意匠登録出願に準用する。

3 特許法施行規則第三十二条(様式第四十九に係る部分に限る。)、第三十三条及び第三十五条から第三十七条まで(意見書の様式、補正の却下の決定の記載事項、査定に記載事項、正当権利者への通知及び決定の謄本の送付)の規定は、意匠登録出願の審査に準用する。

4 特許法施行規則第五章(判定)の規定は、意匠法第二十五条第一項の判定に準用する。

第三章 意匠に関する法令 意匠法施行規則

二九三ノ二

5 特許法施行規則第六章(裁定)の規定は、意匠権についての裁定に準用する。

6 特許法施行規則第八章(審判及び再審)の規定は、審判及び再審に準用する。

7 特許法施行規則第六十七条(特許証の再交付)の規定は、意匠登録証の再交付に準用する。

8 特許法施行規則第一条の二(提出物件票)の規定は、登録料の納付に準用する。

二・八項：一部改正(昭和三十九年二月通産令六号・四五年一〇月一〇号)、二項：一部改正(昭和四五年一二月通産令一一二号)、八項：削除(昭和五三年三月通産令一四号)、二項：一部改正(昭和五六年四月通産令二三号・六〇年一〇月四五号)、一一三項：一部改正・八項：追加(平成二年九月通産令四一號)、一一三・六項：一部改正(平成七年六月通産令五七号)
註 一項で準用する特許法施行規則七条二号の「告示」は特許登録令等の規定により告示で定める旨

附 則

1 この省令は、意匠法の施行の日(昭和三十五年四月一日)から施行する。

2 意匠法施行規則(大正十年農商務省令第三十五号)は、廃止する。

附 則

(昭和三十九年二月八日通商産業省令第六号)

この省令は、昭和三十九年二月二十日から施行する。

附 則

(昭和四二年七月二日通商産業省令第九一號)

この省令は、昭和四十二年八月二十日から施行する。

附 則

(昭和四五年一〇月一七日通商産業省令第一〇一號)

1 この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に係属している特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願および防護標章登録出願については、これらについて査定または審決が確定するまでは、なお従前の例による。

附 則

(昭和四五年一二月二日通商産業省令第一二二號抄)

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和四十六年一月一日から施行する。

附 則

(昭和五〇年九月三日通商産業省令第八四号)

この省令は、昭和五十一年一月一日から施行する。

附 則

(昭和五二年一二月二七日通商産業省令第七三号)

この省令は、昭和五十三年一月一日から施行する。

附 則

(昭和五三年三月三一日通商産業省令第一四号)

1 この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に係属している特許権若しくは特許料が納付されている特許出願に係る特許権、この省令の施行の際現に係属している実用新案権若しくは登録料が納付されている実用新案登録出願に係る実用新案権又はこの省令の施行の際現に係属している意匠権若しくは登録料が納付されている意匠登録出願に係る

(特許九六)

る意匠権であつて、特許証、実用新案登録証又は意匠登録証が交付されていらないものについての特許証、実用新案登録証又は意匠登録証の交付については、なお従前の例による。

附 則 〔昭和五十六年四月三〇日通商産業省令第二三号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十六年五月一日から施行する。

附 則 〔昭和五十七年一月一七日通商産業省令第七三号〕

この省令は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則 〔昭和五十九年六月二九日通商産業省令第四四号〕

1 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この省令の規定による改正後の特許法施行規則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則、商標法施行規則又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定にかかわらず、この省令の施行の日から二週間以内は、なお従前の例によることができる。

附 則 〔昭和六〇年一〇月三〇日通商産業省令第四五号抄〕

(施行期日)

1 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下「改正法」という。）の施行の日（昭和六十年十一月一日）から施行する。

附 則 〔昭和六〇年二月一日通商産業省令第七四号〕

この省令は、公布の日から施行する。

第三章 意匠に関する法令 意匠法施行規則

〔特許九六〕

附 則 〔昭和六十二年五月二九日通商産業省令第三七号〕
この省令は、昭和六十二年六月一日から施行する。

附 則 〔平成元年四月二五日通商産業省令第一六号〕

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 〔平成二年九月二日通商産業省令第四一号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、法〔工業所有権に関する手続等の特例に関する法律Ⅱ平成二年六月法律第三〇号〕の施行の日（平成二年十二月一日）から施行する。〔後略〕

附 則 〔平成五年一月八日通商産業省令第七五号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成六年一月一日）から施行する。

附 則 〔平成七年六月二七日通商産業省令第五七号抄〕

(施行期日)

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成七年七月一日）から施行する。ただし、〔中略〕第四条中意匠法施行規則第十一条第二項の改正規定（「公告」を「特許公報への掲載」に改める部分に限る。）並びに同条第三項及び第六項の改正規定〔中略〕は、平成八年一月一日から施行する。

様式第1 (第1条関係)

意 匠 登 録 願

特 許
印 紙

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

1 ^フ ^リ ^ガ ^ナ
意匠に係る物品

2 意匠の創作をした者

^フ ^リ ^ガ ^ナ
住所 (居所)
^{フリガナ}
氏名

3 意匠登録出願人

^フ ^リ ^ガ ^ナ
住所 (居所)
^{フリガナ} ^ガ ^ナ
氏名 (名称)
(国 籍)

㊟

4 代理人

^フ ^リ ^ガ ^ナ
住所 (居所)
^{フリガナ} ^ガ ^ナ
氏名 (名称)

㊟

5 添付書類又は添付物件の目録

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 図面 | 1 通 |
| (2) 図面の副本 | 2 通 |
| (3) (| 通) |

6 意匠に係る物品の説明

7 意匠の説明

[備考]

- 1 用紙は、日本工業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左に2cm、上に6cm、右及び下におのおの3cmをとる。
- 3 文字は、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。
- 4 特許印紙の下にその額をかつこして記載する。
- 5 「意匠に係る物品」には、かたかなでふりがなをつける。
- 6 意匠の創作をした者が意匠登録出願をするときは、「意匠の創作をした者」の

- 欄には、「意匠登録出願人と同じ」と記載すれば足りる。
- 7 「住所(居所)」、「氏名」及び「氏名(名称)」には、かたかなでふりがなをつける。ただし、代理人(弁理士である者に限る。)の住所又は居所及び氏名並びに都道府県名、数字(丁目、番地等を示す場合に限る。)、法令の規定によりその名称を定められたものの名称及び法令の規定によりその名称中に使用すべきことを定められた文字については、この限りでない。
 - 8 「意匠登録出願人」又は「代理人」の欄の住所の次になるべく意匠登録出願人又は代理人の有する電話の番号を記載する。
 - 9 「住所(居所)」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、番地がないときは、その旨を住所の末尾にかっこをして記載する。
 - 10 「氏名(名称)」は、法人にあつては、名称とその代表者の氏名とを記載し、代表者の印を押す。
 - 11 「(国籍)」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍が、「住所(居所)」の欄に記載した国と同一であるときは、「(国籍)」の欄は設けるには及ばない。
 - 12 代理人によるときは本人の印は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄は設けるには及ばない。
 - 13 意匠登録出願人に係る代表者選定届を願書に添付するときは、「意匠登録出願人」の欄には、代表者選定届に記載された代表者をはじめに記載し、住所(居所)の上に「代表出願人」と記載する。
 - 14 第11条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4の規定により意匠の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨又はパリ条約による優先権若しくはパリ条約の例による優先権の主張をする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、願書の用紙の上の余白部分に記載する。
 - 15 訂正をしたときは、右の余白に訂正字数を書いて印を押す。
 - 16 とじ方は、左とじとし、容易に離脱しないようにとじる。
 - 17 願書と添付書類との間及び添付書類各葉の間に割印する。
 - 18 同時に2以上の意匠登録出願をするときは、その意匠登録願に、「意匠登録願(1)」、「意匠登録願(2)」のように番号をつけて区別する。
 - 19 意匠法第6条第2項の規定により写真、ひな形又は見本を提出するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄の「図面」の欄に写真、ひな形又は見本の別を記載する。

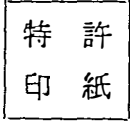
- 20 別表第一の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、「意匠に係る物品の説明」の欄にその物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載する。
- 21 意匠法第6条第4項に規定する場合は、「意匠の説明」の欄に同項の規定により記載すべき事項を記載する。
- 22 意匠法第6条第5項に規定する場合は、「意匠の説明」の欄に同項の規定により記載すべき事項を記載する。
- 23 意匠法第6条第6項の規定により彩色を省略するときは、「意匠の説明」の欄に同条第7項の規定により記載すべき事項を記載する。
- 24 意匠法第6条第8項に規定する場合は、「意匠の説明」の欄に同項の規定により記載すべき事項を記載する。
- 25 その他図面、写真、ひな形又は見本だけではその意匠を理解することが困難なときは、「意匠の説明」の欄に意匠の理解を助けることができるような説明を記載する。

本様式…一部改正〔昭和39年2月通産令6号・42年7月91号・45年10月101号・12月112号・50年9月84号・53年3月14号・56年4月23号・59年6月44号・60年10月45号・12月74号・平成元年4月16号・5年11月75号・7年6月57号〕

様式第2 (第1条関係)

類似意匠登録願

第三章 意匠に関する法令 意匠法施行規則



平成 年 月 日

特許庁長官 殿

1 意匠に係る物品

2 本意匠の表示

3 意匠の創作をした者

住所(居所)

氏名

4 意匠登録出願人

住所(居所)

氏名(名称)

㊥

(国籍)

5 代理人

住所(居所)

氏名(名称)

㊥

6 添付書類又は添付物件の目録

(1) 図面 1通

(2) 図面の副本 2通

(3) (通)

7 意匠に係る物品の説明

8 意匠の説明

{備考}

1 「本意匠の表示」の欄には、自己の登録意匠を本意匠とするときは「登録意匠第何号」のようにその登録番号を、自己の意匠登録出願中の意匠を本意匠とするときは「平成何年意匠登録願第何号」のようにその意匠登録出願の番号を記載する。ただし、その意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のようにその意匠登録出願の年月日を記載する。

2 その他は、様式第1の備考と同様とする。

本様式…一部改正 [昭和39年2月通産令6号・42年7月91号・50年9月84号・53年3月14号・59年6月44号・60年12月74号・平成元年4月16号・7年6月57号]

様式第3 (第1条関係)

意匠登録願 (意匠法第10条の2第1項の
規定による意匠登録出願)

特許
印紙

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

- 1 意匠に係る物品
- 2 原意匠登録出願の表示
- 3 意匠の創作をした者
住所(居所)
氏名
- 4 意匠登録出願人
住所(居所)
氏名(名称) ㊟
(国 籍)
- 5 代理人
住所(居所)
氏名(名称) ㊟
- 6 添付書類又は添付物件の目録
 - (1) 図面 1通
 - (2) 図面の副本 2通
 - (3) (通)
- 7 意匠に係る物品の説明
- 8 意匠の説明

〔備考〕

- 1 意匠法第11条第1項の規定による分割出願をするときは、表題中「(意匠法第10条の2第1項)」を「(意匠法第11条第1項)」とする。
- 2 「原意匠登録出願の表示」の欄には、「平成何年意匠登録願第何号(平成何年何月何日)」のようにもとの意匠登録出願の番号および年月日を記載する。ただし、もとの意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように記載する。
- 3 第11条第2項において準用する特許法施行規則第31条第2項の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類又は添付物件の目録の欄」のそれぞれの欄に「変更を要しないため省略する。」と記載する。
- 4 その他は、様式第1の備考と同様とする。

〔特許九六〕

様式第3の2 (第1条関係)

意匠登録願(意匠法第12条第1項の規
定による意匠登録出願)

特許
印紙

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

1 意匠に係る物品

2 原意匠登録出願の表示

3 意匠の創作をした者

住所(居所)

氏名

4 意匠登録出願人

住所(居所)

氏名(名称)

⑩

(国 籍)

5 代理人

住所(居所)

氏名(名称)

⑩

6 添付書類又は添付物件の目録

(1) 図面 1通

(2) 図面の副本 2通

(3) (通)

7 意匠に係る物品の説明

8 意匠の説明

[備考]

1 意匠法第12条第2項の規定による出願の変更をするときは、表題を「類似意匠登録願(意匠法第12条第2項の規定による意匠登録出願)」とする。

2 「原意匠登録出願の表示」の欄には、「平成何年意匠登録願第何号(平成何年何月何日)」のようにもとの意匠登録出願の番号および年月日を記載する。ただし、もとの意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のように記載する。

3 意匠法第12条第2項の規定による出願の変更をするときは、様式中3から7までを1項ずつくり下げ、「2 原意匠登録出願の表示」の欄の次に「3 本意匠の表示」の欄を加える。この場合において同欄には、「自己の登録意匠を

本意匠とするときは「登録意匠第何号」のようにその登録番号を、自己の意匠登録出願中の意匠を本意匠とするときは「平成何年意匠登録願第何号」のようにその意匠登録出願の番号を記載する。ただし、その意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の意匠登録願」のようにその意匠登録出願の年月日を記載する。

- 4 第6条の3の規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄のそれぞれの欄に「変更を要しないため省略する。」と記載する。
- 5 「意匠に係る物品の説明」および「意匠の説明」の欄に記載すべき事項が原意匠登録出願の願書に記載した事項と同じであるときは、それぞれの欄に「原意匠登録出願と同じ」と記載する。
- 6 その他は、様式第1の備考と同様とする。

本様式…追加〔昭和45年10月通産令101号〕、一部改正〔昭和50年9月通産令84号・53年3月14号・59年6月44号・60年10月45号・12月74号・平成元年4月16号・5年11月75号・7年6月57号〕

様式第4 (第1条関係)

意匠登録願 (意匠法第13条第2項の規定による意匠登録出願)

特許
印紙

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

- 1 意匠に係る物品
- 2 原実用新案登録出願の表示
- 3 意匠の創作をした者
住所(居所)
氏名
- 4 意匠登録出願人
住所(居所)
氏名(名称) ㊟
(国 籍)
- 5 代理人
住所(居所)
氏名(名称) ㊟
- 6 添付書類又は添付物件の目録

〔特許九六〕

- (1) 図面 1通
 - (2) 図面の副本 2通
 - (3) (通)
- 7 意匠に係る物品の説明
- 8 意匠の説明

〔備考〕

- 1 意匠法第13条第1項の規定による出願の変更をするときは、表題中「(意匠法第13条第2項)」を「(意匠法第13条第1項)」とし、「2 原实用新案登録出願の表示」を「2 原特許出願の表示」とする。
- 2 「原实用新案登録出願の表示」の欄には、「平成何年实用新案登録願第何号(平成何年何月何日)」のようにもとの实用新案登録出願の番号および年月日を記載し、意匠法第13条第1項の規定による出願の変更をするときは、「平成何年特許願第何号(平成何年何月何日)」のようにもとの特許出願の番号および年月日を記載する。ただし、もとの出願の番号が通知されていないときは、「平成何年何月何日提出の实用新案登録願」又は「平成何年何月何日提出の特許願」のように記載する。
- 3 第11条第2項において準用する特許法施行規則第31条第3項の規定により証明書の提出を省略するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄のそれぞれの欄に「変更を要しないため省略する。」と記載する。
- 4 その他は、様式第1の備考と同様とする。

本様式…一部改正〔昭和39年2月通産令6号・42年7月91号・45年10月101号・50年9月84号・53年3月14号・59年6月44号・60年10月45号・12月74号・平成元年4月16号・7年6月57号〕

様式第4の2（第1条関係）

意匠登録願（意匠法第17条の3第1項
に規定する意匠登録出願）

特許
印紙

平成 年 月 日

特許庁長官 殿

1 意匠に係る物品

2 原意匠登録出願の表示

3 意匠の創作をした者

住所（居所）

氏名

4 意匠登録出願人

住所（居所）

氏名（名称）

④

（国 籍）

5 代理人

住所（居所）

氏名（名称）

④

6 添付書類又は添付物件の目録

(1) 図面 1通

(2) 図面の副本 2通

(3) (通)

7 意匠に係る物品の説明

8 意匠の説明

〔備考〕

1 「原意匠登録出願の表示」の欄には、「平成何年意匠登録願第何号（平成何年何月何日手続補正書提出）」のようにもとの意匠登録出願の番号及び意匠法第17条の2第1項の規定により却下された補正についての手続補正書の提出の年月日を記載する。

2 意匠法第17条の3第1項の規定の適用を受けようとする者は、次の文例により作成した書面を願書に添付する。

（文例）

特許庁長官 殿

平成 年 月 日

住所（居所）

意匠登録出願人

㊦

住所（居所）

代理人

㊦

この出願については、意匠法第17条の3第1項の規定の適用を受けることを希望します。

3 第6条の3の規定により証明書又は図面の提出を省略するときは、「添付書類又は添付物件の目録」の欄のそれぞれの欄に「変更を要しないため省略する。」と記載する。

4 その他は、様式第1の備考と同様とする。

本様式…追加〔昭和60年10月通産令45号〕、一部改正〔昭和60年12月通産令74号・平成元年4月16号・5年11月75号〕

様式第5（第2条関係）

図 面

意匠登録出願人の 氏名（名称）		出 願 番 号	
意匠に係る物品		出 願 日	

〔備考〕

- 1 用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさのトレーシングペーパー、トレーシングクロス（黄色又は薄い赤色のものを除く。）、白色画用紙又は白色上質紙を縦長にして用いる。ただし、特に必要があるときは、横長にしてもよい。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左に2cmをとる。ただし、横長にして用いた場合は、少なくとも用紙の上に2cmをとる。
- 3 用紙を横長にして用いた場合のとじ方は、用紙の上を左にする。
- 4 「意匠登録出願人の氏名（名称）」等の欄の記載は、用紙の下にし、「出願番号」及び「出願日」の欄には、記載しない。ただし、図面が複数枚にわたるときは、2枚目以降には記載を省略してもよい。
- 5 図面が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 6 図面は、濃墨、黒色インキ又は容易に変色若しくは退色しない絵の具で鮮明に描くか、あるいは複写等により鮮明で容易に消すことができないように作成するものとし、鉛筆、インキ（黒色のものを除く。）、クレヨンを使用したもの又は謄写したものであつてはならない。
- 7 図形の中には、中心線、基線、水平線、陰影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入してはならない。
- 8 立体を表す図面は、正投象図法により各図同一縮尺で作成した正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図をもつて一組とし、原則として一

組の図面は1枚の用紙に記載する。ただし、次の表の左の欄に掲げる場合には、その右の欄に掲げる図を省略してもよい。この場合は、その旨を願書の「意匠の説明」の欄に記載する。

正面図と背面図が同一又は対称の場合	背面図
左側面図と右側面図が同一又は対称の場合	一方の側面図
平面図と底面図が同一又は対称の場合	底面図

- 9 平面的なものを表す図面は、各図同一縮尺により作成した表面図及び裏面図をもつて一組とし、原則として一組の図面は1枚の用紙に記載する。ただし、表面図と裏面図が同一若しくは対称の場合又は裏面が無模様の場合には裏面図を省略してもよい。この場合は、その旨を願書の「意匠の説明」の欄に記載する。
- 10 棒材、線材、板材、管材等であつて形状が連続するもの又は地ものであつて模様が繰り返し連続するものを表す図面は、その連続し、又は繰り返し連続する状態が明らかにわかる部分だけについて作成してもよく、地ものであつて模様が一方にのみ繰り返し連続するものについては、その旨を願書の「意匠の説明」の欄に記載する。
- 11 ラジオ受信機のコードの中間部分のように物品の一部分の図示を省略しても意匠が明らかに分かる場合であつて、かつ、作図上やむを得ないときは、その部分の記載を省略してもよい。この場合、その省略個所は、2本の平行な1点鎖線で切断したように示し、かつ、その旨及びその省略個所の図面上の寸法を願書の「意匠の説明」の欄に記載する。
- 12 8又は9の図面だけでは、その意匠を十分表現することができないときは、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図その他の必要な図面を加え、そのほか意匠の理解を助けるため必要があるときは、使用の状態を示した図面その他の参考図を加える。
- 13 断面図又は切断部端面図の切断面には平行斜線を引き、その切断個所を他の図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で切断面を描いた方向を示す。
- 14 部分拡大図を描くときは、その拡大個所を当該部分拡大図のもとの図に鎖線で示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。その鎖線の両端には符号を付け、かつ、矢印で部分拡大図を描いた方向を示す。

- 15 ふたと本体、さらとわんのように分離することができる物品であつて、その組み合わせられたままではその意匠を十分表現することができないものについては、組み合わせられた状態における図のほかに、その物品のそれぞれの構成部分について8、9及び12の図面を加える。
- 16 積み木のようにその構成各片の図面だけでは使用の状態を十分表現することができないものについてはその出来上がり又は収納の状態を表す斜視図を、組木のように組んだり分解したりするもので組んだ状態の図面だけでは分解した状態を十分表現することができないものについてはその構成各片の斜視図を加える。
- 17 動くもの、開くもの等の意匠であつて、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態の図面を描かなければその意匠を十分表現することができないものについては、その動き、開き等の意匠の変化の前後の状態が分かるような図面を作成する。
- 18 各図の上部には、その種類に応じ正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図、底面図、表面図、裏面図、展開図、断面図、切断部端面図、拡大図、斜視図の表示をする。これらの図が参考図である場合は、その旨も表示する。
- 19 物品の全部又は一部が透明である意匠の図面は、次の要領により作成する。
- イ 外周が無色かつ無模様の場合は、透けて見える部分はそのまま表す。
 - ロ 外周の外周、内面又は肉厚内のいずれか一に模様又は色彩が表れている場合は、後面又は下面の模様又は色彩を表さないで、前面又は上面の模様又は色彩だけを表す。
 - ハ 外周の外周、内面若しくは肉厚内又は外周に囲まれている内部のいずれか2以上に形状、模様又は色彩が表れている場合は、それぞれの形状、模様又は色彩を表す。
- 20 図面の副本の用紙の右上の余白部分には、「副本」と記載する。

本様式…一部改正〔昭和42年7月通産令91号・50年9月84号・57年11月73号・60年12月74号〕、全部改正〔平成5年11月通産令75号〕

様式第6 (第3条関係)

写

真

第三章
意匠に関する法令

意匠法施行規則

意匠登録出願人の 氏名(名称)		出 願 番 号	
意匠に係る物品		出 願 日	

〔備考〕

- 1 写真の大きさは、キャビネ判以下とし、背景に他のものの入らないものを用いる。
- 2 写真は、折つてはならない。
- 3 写真は、日本工業規格A列4番(横21cm、縦29.7cm)の大きさの紙(厚紙を除く。)にはり付ける。
- 4 その他は、様式第5の備考2から5まで、8から10まで、12、15から18まで及び20と同様とする。

本様式…一部改正〔昭和42年7月通産令91号・50年9月84号・60年12月74号〕、全部改正〔平成5年11月通産令75号〕

二九五ノ一三

〔特許七九〕

様式第7 (第4条関係)

ひ な 形 (見本)

意匠登録出願人の 氏名 (名称)		出 願 番 号	
意匠に係る物品		出 願 日	

[備考]

- 1 ひな形 (見本) は、日本工業規格 A 列 4 番 (横21cm、縦29.7cm) の大きさの紙にはり付ける。
- 2 その他は、様式第5の備考2から5まで及び20と同様とする。

本様式…一部改正(昭和42年7月通産令91号・50年9月84号・60年12月74号)、全部改正〔平成5年11月通産令75号〕

様式第8（第9条関係）

第三章
意匠に関する法令
意匠法施行規則

意匠登録証

登録第 号 平成(昭和) 年意匠登録願第 号

意匠に係る物品

意匠権者 住所(居所)

(国籍)

氏名(名称)

意匠の創作をした者 氏名

この意匠は、登録するものと確定し、意匠原簿に登録されたことを証する。

平成 年 月 日

特許庁長官 氏名

㊟

本様式…一部改正(昭和50年9月通産令84号)、全部改正(昭和53年3月通産令14号)、一部改正〔平成元年4月通産令16号〕

様式第9（第9条関係）

類 似 意 匠 登 録 証

類似意匠登録第 号 平成(昭和) 年意匠登録願第 号

本意匠の意匠権 登録第 号

意匠に係る物品

意匠権者 住 所 (居所)

(国籍)

氏 名 (名称)

意匠の創作をした者 (氏名)

この意匠は、類似意匠として登録するものと確定し、意匠原簿に登録されたことを証する。

平成 年 月 日

特許庁長官 氏名

㊟

本様式…一部改正(昭和50年9月通産令84号)、全部改正(昭和53年3月通産令14号)、一部改正〔平成元年4月通産令16号〕

様式第10（第10条の2関係）

【書類名】 意匠登録料納付書
 【提出日】 平成 年 月 日
 【あて先】 特許庁長官 殿
 【出願番号】
 【登録査定の際本発送日】
 【意匠登録出願人】
 【氏名又は名称】
 【納付者】
 【郵便番号】
 【住所又は居所】
 【氏名又は名称】
 【意匠登録出願人との関係】
 【納付年分】 第1年分

（ 円）

ここに特許印紙をはり付けること

〔備考〕

- 1 用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、1ページは29行以内とする。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【、】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「】」を用いるときを除く。）。
- 5 類似意匠の意匠登録について登録料を納付するときは、「【書類名】」を「類似意匠登録料納付書」とし、「【納付年分】」の欄には、記載するには及ばない。
- 6 「【出願番号】」の欄には、「平成何年意匠登録願第何号」のように意匠登録出願の番号を記載する。

- 7 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、番地がないときは、その旨を住所の末尾に括弧をして記載する。
- 8 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、片仮名で振り仮名を付ける。
- 9 「【納付者】」の「【氏名又は名称】」は、法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。
- 10 「【納付者】」の欄の「【氏名又は名称】」(法人にあつては「【代表者】」)の次に、「【電話番号】」の欄を設けて、納付者の有する電話の番号をなるべく記載する。
- 11 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【営業所郵便番号】」及び「【営業所】」の欄を設けて、営業所の郵便番号及び所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 12 「【意匠登録出願人】」又は「【納付者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【意匠登録出願人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【意匠登録出願人】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍】)

【納付者】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【意匠登録出願人との関係】

【納付者】

【郵便番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【意匠登録出願人との関係】

- 13 複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「第1年分から第何年分」のように記載する。
- 14 登録査定の特許本の送達後に「名称変更届」、「出願人名義変更届」等を提出したときは「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「平成何年何月何日名称変更届提出」、「平成何年何月何日出願人名義変更届提出」のように記載する。
- 15 特許印紙の上にその額を括弧をして記載する。
- 16 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つてはならない。

本様式…追加〔昭和53年3月通産令14号〕、一部改正〔昭和59年6月通産令44号・平成元年4月16号〕、全部改正〔平成2年9月通産令41号〕、一部改正〔平成5年11月通産令75号・7年6月57号〕

様式第11（第10条の2関係）

【書類名】 意匠登録料納付書
【提出日】 平成 年 月 日
【あて先】 特許庁長官 殿
【意匠登録番号】
【意匠権者】
【氏名又は名称】
【納付者】
【郵便番号】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【意匠権者との関係】
【納付年分】 第 年分

（ 円）

ここに特許印紙をはり付けること

〔備考〕

- 1 複数年分を納付するときは、「【納付年分】」の欄に「第何年分から第何年分」のように記載する。
- 2 意匠法第44条の2第1項の規定により登録料及び割増登録料を追納するときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「意匠法第44条の2第1項の規定による登録料及び割増登録料の追納」と記載する。
- 3 その他は、様式第10の備考1から4まで、7から12まで、15及び16と同様とする。この場合において、備考12中「【意匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と、「【意匠登録出願人との関係】」とあるのは「【意匠権者との関係】」と読み替えるものとする。

本様式…追加〔昭和53年3月通産令14号〕、一部改正〔昭和59年6月通産令44号・平成元年4月16号〕、全部改正〔平成2年9月通産令41号〕、一部改正〔平成7年6月通産令57号〕

別表第一（第五条関係）

	<p>一 製造食品 及び嗜好品</p>	<p>製造食品</p>	<p>ソーセイジ アイスクリーム かまぼこ かまぼこ板 のり 固形砂糖 うどん 菓子パン ビスケット クラッカー せんべい あられ まんじゅう もなか パイ ケーキ ドーナツ キャラメル あめ玉 チョコレート 菓子用柄 固形カレー すし</p>	<p>物品の区分</p>
	<p>二 衣服</p>	<p>嗜好品</p>	<p>下着</p>	<p>たばこ シガレットペーパー</p>
	<p>洋服</p>	<p>寝衣</p>		<p>アンダーシャツ パンツ ズボン下 パンティ ブルマース タイツ パンティストッキング シュミーズ スリッパ ペチコート ブラジャー ガードル ガーターベルト おしめ おしめカバー 衛生パンツ パジャマ ネグリジェ ナイトガウン 寝巻き おくるみ セーター カーディガン</p>

〔特許五九〕

ポロシャツ
 ティーシャツ
 ジャケット
 ジャンパー
 ベスト
 オーバーコート
 レインコート
 運動服
 運動用上衣
 運動用ズボン
 作業服
 作業用上衣
 つなぎ服
 背広服
 背広上衣
 ズボン
 ワイシャツ
 海水パンツ
 ワンピース
 ツーピース
 スカート
 キュロットスカート
 マント
 ブラウス
 海水着

三 服 飾 品			
靴下等	帽子等	エプロン等	和服
靴下 靴下カバー 足袋 足袋カバー きやはん 帽子 ずきん へアーネット 笠 <small>かさ</small> 手袋 腕カバー ネクタイ マフラー スカーフ	ネクタイ、ハンカチ等	エプロン等	着物 丹前 羽織 半てん 肌じゆばん 半じゆばん 長じゆばん 和装コート エプロン かつぼう着 メーキャップケープ よだれ掛け

〔特許五九〕

	<p>四品 身の回り傘及びつえ</p>
<p>帯等</p>	<p>その他の服飾品</p>
<p>ショール ハンカチ 帯 帯締め 帯留 帯揚げ 帯板 帯まくら 腰ひも 半襟 腰パッド ズボンつり 衣服用ベルト 子守帯 子守用しよいこ</p>	<p>傘 ビーチパラソル 傘骨 傘用軸 傘用ろくろ 傘用柄 傘用石突き 傘地 傘用露先 傘袋 つえ つえ用柄</p>
<p>扇子及びうちわ</p>	
<p>つえ用石突き 扇子 扇子骨 扇子用地 うちわ うちわ骨 うちわ用地 指輪 ネックレス ブレスレット イヤリング ペンダント ブローチ カフスボタン ネクタイ止め カラー止め バッジ 帽章 メダル 髪飾り かんざし ヘアークリップ ヘアーバンド ヘアーピン 装身用造花</p>	<p>装身具</p>

<p>五 は携かばん又 物等 帶用袋</p>	
	<p>眼鏡等</p>
<p>スーツケース トランク ボストンバッグ アタッシュケース 手提かばん 肩掛けかばん ランドセル リュックサック ギヤジツトバッグ 手提かご ハンドバッグ</p>	<p>装身用鎖 装身用鎖止め具 装身用下げ飾り キーホルダー 根付け ワッペン 眼鏡 サングラス ゴーグル 水中眼鏡 眼鏡用レンズ 眼鏡枠 眼鏡ケース コンタクトレンズ用ケース</p>
	<p>六 履物</p>
<p>靴 その他の履物</p>	
<p>短靴 深靴 長靴 オーバースニーズ 運動靴 スケート靴 スキー靴 靴底 靴かかと 靴ひも 靴中敷き 靴底金具 靴べら 草履 草履台 サンダル サンダル台</p>	<p>財布 名刺入れ 定期入れ 手提袋 かばん用口金 かばん用提げ手 ふろしき ふくさ</p>

<p>八 理 容 用 具 又 は 化 粧 用 具</p>	<p>七 喫 煙 用 具 及 び 点 火 器</p>	
	<p>点 火 器</p>	
<p>コ ン パ ク ト 香 水 入 れ 香 水 用 ス プ レ ー</p>	<p>喫 煙 用 バ イ プ 喫 煙 用 バ イ プ 立 て 喫 煙 用 バ イ プ 掃 除 具 き せ る た ば こ 入 れ シ ガ レ ッ ト ケ ー ス 灰 皿 ラ イ タ ー 卓 上 ラ イ タ ー 時 計 付 き ラ イ タ ー マ ッ チ マ ッ チ 箱 マ ッ チ 棒 ガ ス 点 火 器</p>	<p>サ ン ダ ル バ ン ド げ た げ た 台 鼻 緒 つ ま 掛 け ス リ ッ パ 地 下 足 袋 か ん じ き</p>

--	--	--

<p>ま ゆ ず み 口 紅 理 容 用 い す 電 気 か み そ り 軽 便 か み そ り 安 全 か み そ り 用 替 え 刃</p>	<p>電 気 バ リ カ ン 西 洋 か み そ り 日 本 か み そ り 安 全 か み そ り 安 全 か み そ り 用 替 え 刃 マ ニ キ ュ ア 用 皮 押 し マ ニ キ ュ ア 用 や す り バ リ カ ン 電 気 バ リ カ ン 西 洋 か み そ り 日 本 か み そ り 安 全 か み そ り 安 全 か み そ り 用 替 え 刃</p>	<p>パ フ 懐 中 鏡 手 鏡 ひ げ そ り 用 ブ ラ シ 化 粧 用 ブ ラ シ く し へ ア ー ブ ラ シ つ め 切 り へ ア ー カ ー ラ ー へ ア ー ア イ ロ ン へ ア ー ド ラ イ ヤ ー マ ニ キ ュ ア 用 ナ イ フ マ ニ キ ュ ア 用 皮 押 し マ ニ キ ュ ア 用 や す り バ リ カ ン 電 気 バ リ カ ン 西 洋 か み そ り 日 本 か み そ り 安 全 か み そ り 安 全 か み そ り 用 替 え 刃</p>
--	--	--

<p>九 ボタン、 フ スナ ー 等</p>	<p>十 家具、カー テン等</p>
	<p>床敷物、 床敷物等</p>
<p>衣服用ボタン かばん用ボタン 靴用ボタン 衣服用ホック 衣服用スナップ かばん用スナップ 靴用スナップ スライドフアスナー スライドフアスナー用スライ ダー スライドフアスナー用スライ ダー引手 衣服ベルト用バックル かばん用バックル 靴用バックル 安全ピン</p>	<p>じゆうたん 畳表 畳べり地 花むしろ クッション クッションカバー 座布団 座布団カバー バスマット</p>

<p>十一 室内装</p>	
<p>花器</p>	<p>寝具 カーテン等 テーブル掛け等</p>
<p>花瓶</p>	<p>靴ぬぐいマット 電気カーペット 布団 布団カバー 毛布 敷布 まくら まくらカバー 寝袋 マットレス カーテン ベネチアンブラインド ベネチアンブラインド用スラ ット ベネチアンブラインド用ボ ムレール ベネチアンブラインド用ラ ダーテープ すだれ のれん 玉のれん テーブル掛け ナブキン テーブルセンター ランチョンマット</p>

〔特許三二〕

飾品

	<p>置物等</p>	<p>水盤 花器台 剣山 花止め 置物 賞杯 トロフィー こけし 三月節句人形 三月節句ひな壇 五月節句人形 五月節句用かぶと 貯金箱 置物台 人形ケース 額 額縁 雲盤 柱掛け 壁掛け 掛け軸 つり下げ人形 絵馬 額皿 額皿立て</p>			<p>十二 具、洗濯用 具、清掃用 洗濯機 器具等</p>	<p>造花 写真立て 造花 水中花 たらい 洗濯板 電気洗濯機 衣類乾燥機付き電気洗濯機 電気洗濯機用排水ホース 物干しざお 物干しざお支持具 物干しざお支柱 物干し器 洗濯ひも 洗濯ばさみ 衣類乾燥機 布団乾燥機 アイロン アイロン置台 アイロンかけ用板 ズボンプレッサー 洗濯物仕上機 ほうき 清掃用ブラシ 靴ブラシ 服ブラシ</p>
	<p>額縁、柱掛け、壁 掛け等</p>				<p>アイロン、洗濯物 仕上機等</p>	
	<p>額皿等</p>				<p>清掃用具及び電気 掃除機</p>	

	<p>十三 保健衛生用品 家庭用 身体衛生用品等</p>
<p>ちり取り はたき ぞうきん モップ 手動掃除機 ごみ箱 電気掃除機 電気床磨き機 電気床磨き機用ブラシ 電気靴磨き機</p>	<p>ばんそうこう 眼帯 衛生用マスク 生理用タンポン 生理用ナプキン コンドーム ペッサリー 氷のう 氷のう掛け 水まくら 吸飲み 患者用便器 患者用尿器 幼児用便器 あんま器</p>
<p>身体清浄用品</p>	<p>防虫用品等</p>
<p>温きゆう器 補聴器 歯ブラシ 歯ブラシ入れ 歯ブラシ差し 電気歯ブラシ 電気歯ブラシ用ブラシ 毛抜き 耳かき あかすり 入浴用ブラシ 固形石けん 石けん箱 洗面器 手ぬぐい タオル 点眼器 洗眼器 電気蚊取り器 防虫剤 防虫剤用容器 防臭剤 防臭剤用容器 におい袋</p>	<p>防虫用品等</p>

	<p>食卓用又は食料貯蔵用容器</p>	<p>紅茶わん 杯 湯飲み コーヒーわん及び受け皿 紅茶わん及び受け皿 きゆうす 土瓶 冠水瓶 ウォーターピッチャー コーヒーポット ティーポット 徳利 ソーダサイフォン バター入れ ミルクピッチャー しょう油つぎ ソースつぎ 食卓塩振り 練りがらし入れ こしよう振り 卵立て パン立て 砂糖入れ 氷入れ 食用油つぎ</p>
	<p>十五 調理用器具及び飲食用具</p>	<p>家庭用熱調理器</p>
<p>飯びつ 食品用ふた物 菓子器 パン入れ 重箱 弁当箱 茶筒 魔法瓶 携帯用魔法瓶 魔法瓶用中栓 水筒 冷水筒 アイスボックス 食品用保存瓶 調理用油こし器</p>	<p>こんろ こんろ用バーナー 固形燃料 レンジ 電子レンジ 天火 トースター オーブントースター ロースター 電磁誘導加熱調理器</p>	

調理用具

- 皮むき器
- 果物しん抜き器
- おろし器
- 家庭用肉ひき器
- スライサー
- 氷削り器
- 削り節器
- ジュースミキサー
- ジュンサー
- レモン絞り器
- フードミキサー
- ハンドミキサー
- 泡立て器
- カクテルシェーカー
- アイスクリーマー
- コーヒーマル
- 薬味粉碎器
- ごますり器
- アイスピック
- くるみ割り
- 家庭用製めん器
- もちつき器
- 調理用こし器
- 茶こし
- ドリッパー

調理用刃物等

食器洗淨機、冷蔵
庫等

- 調理用押しつぶし器
- 缶切
- 栓抜
- すし成形器
- 菓子用成形器
- 製氷皿
- フライ返し
- しゃくし
- しゃもじ
- 揚げ物用かすすくい網
- 調理用へら
- 焼きぐし
- 菓子ばさみ
- まないた
- チーズボード
- 包丁
- 果物ナイフ
- 包丁用柄
- 調理用はさみ
- チーズ切り
- 卵切り
- 食器洗淨機
- 食器乾燥機
- 熱蔵庫
- 冷蔵庫

〔特許三三〕

<p>調理用又は飲食用のカバー、ホルダー、下敷き等</p>	<p>冷凍庫 製氷機 ウォータークーラー 飲料用デスペンサー 計量米びつ 家庭用浄水器 コップ掛け 皿立て 包丁掛け コップ保持器 徳利用はかま 酒器用受け台 盆 ぜん 茶たく コップ受け なべ敷き 皿敷き コップ保温カバー トースター用カバー ナプキン立て ナプキンリング カスタースタンド 飲食用ナイフ バターナイフ</p>
<p>十六品 慶弔用葬祭具</p>	<p>飲食用フォーク 飲食用スプーン 飲食用スプーンの柄 はし はし箱 はし置き はし立て 飲料用ストロー つまようじ つまようじ立て マドラー 神棚 さい銭箱 おみくじ用箱 神像 仏壇 天がい用飾り具 仏像 数珠 経机 仏事用鈴 祭壇 墓石 墓標 棺</p>

〔特許三三〇〕

	<p>十七 の生活用品 裁縫具</p>	<p>骨つぼ 骨箱 葬祭用花瓶 葬祭用香炉 葬祭用照明器具 葬祭用しよく台 三方 護符 守り袋 みこし 祝儀袋 不祝儀袋 のし 水引 クリスマスツリー クリスマス用つり飾り クリスマス用モール</p>
<p>宝石箱等</p>	<p>裁縫具</p>	<p>裁縫用へら ちやこ 裁縫用糸巻き 縫い針 針刺し 裁縫箱 指抜き 編み棒 宝石箱</p>
<p>十八 家具</p>	<p>ベッド等</p>	<p>指輪ケース 風鈴 家庭用噴霧器 家庭用噴霧器のノズル</p>
<p>机、テーブル及び</p>	<p>いす及び腰掛け</p>	<p>ベッド 二段ベッド ベビーベッド ベッド用ヘッドボード ベッド用フットボード ベッド用スプリング ハンモック いす 揺りいす 長いす ベンチ ソファーベッド 子供用いす 劇場用いす 座いす いすカバー 腰掛け 縁台 いす用脚 幼児用歩行器 机</p>

	<p>台</p>
<p>収納家具</p>	<p>いす付き机 理科教室用机 料理教室用机 書見台 座卓 テーブル 会議用テーブル ガスクッキングテーブル テーブル脚 カウンタ― テレビ台 植木鉢台 サービスワゴン たんす 飾り棚 隅棚 本棚 サイドボード 食器棚 整理棚 つり戸棚 げた箱 衣類整理箱 乱れ箱 日用品用キャビネット</p>
<p>十九型室内小 整理用具</p>	<p>鏡台、ついたて等 家具用部品</p> <p>金庫 手提金庫 金庫用ダイヤル錠 ロッカー 脱衣かご 鏡台 姫鏡台 姿見 壁掛け鏡 卓上立て鏡 ついたて びょうぶ 帽子掛け台 家具用ちようつがい 家具用錠 家具用引手 家具用取手 家具用つまみ 家具用棚受け 家具用棚板 家具用飾り金具 家具用戸当り</p> <p>衣服掛け 衣料用ハンガー スカートハンガー</p>

〔特許三三〇〕

	<p>二十 び照明器具 電球及電球</p>
	<p>屋内用照明器具</p>
<p>ネクタイハンガー タオル掛け ふきん掛け ハンガーボード用フック マガジンラック 新聞架 傘立て スリッパ立て 床下収納庫</p>	<p>白熱電球 装飾用白熱電球 シールドビーム電球 赤外線電球 ハロゲン電球 蛍光ランプ グロースターター ナトリウムランプ キセノンランプ 天井灯 天井灯用笠^{かき} シャンデリア シャンデリア シャンデリアつり飾り 天井つり下げ灯 天井つり下げ灯用笠^{かき} 天井灯用つり具</p>
<p>天井じか付け灯 天井じか付け灯用笠^{かき} 天井埋込み灯 天井灯用ルーバー 天井灯用透光性カバー 壁灯 壁灯用笠^{かき} 壁取付け灯 壁じか付け灯 壁じか付け灯用笠^{かき} 電気スタンド フロアスタンド 電気スタンド用笠^{かき} 街路灯 街路灯用ポール 街路灯用グローブ 庭園灯 門灯 懐中電灯 懐中電灯用ケース ポケットライト 手提電灯 オイルランプ ちようらん ろうそく</p>	<p>屋外用照明器具 携帯用照明器具 その他の照明器具</p>

	<p>二十 暖冷房又は空調換気機器</p>	<p>暖冷房機器</p>	<p>しよく台 灯ろう 石灯ろう 殺菌灯 投光器 スポットライト</p>
<p>採暖保温器具</p>	<p>電気ストーブ 石炭ストーブ ガスストーブ 石油ストーブ ストーブ用燃焼筒 ストーブ用ガード 温風暖房機 パネルヒーター エアコンディショナー ルームクーラー エアコンディショナー用室外機 太陽熱利用温水器 太陽熱利用温水器用給水タンク 火鉢 暖炉 炭かご 電気こたつ 電気こたつ用ヒーター</p>		
<p>二十二 厨房設備用品及び衛生設備用品</p>	<p>空調換気機器</p>	<p>足温器 湯たんぼ 懐炉 あんか 扇風機 天井扇風機 換気扇 換気扇用フィルター 換気扇用フード レンジフード 除湿機 加湿機 ニアークリーナー</p>	<p>浴室設備用品</p>
<p>厨房設備用品</p>	<p>調理台 流し台 流し台用流し 流し台用ごみ入れ 流し用すのこ たわし入れ ディスプレイ こんろ台 水切り棚 取付け湯沸し器 取付け湯沸し器用熱交換器 ふろがま</p>		

〔特許三二〕

	<p>洗面所設備用品</p>	<p>ふろがま用排気筒 ふろがま用熱交換器 浴槽 乳児用浴槽 洗い場付き浴槽 浴槽用ふた 浴槽用エプロン シャワーヘッド 浴室用洗い場 浴室用すのこ 浴室用マット 石けん入れ 取付け用洗面器 取付け用手洗い器 洗面化粧台 洗面台用排水栓 前流し台 洗濯流し 水飲み台 取付け用便器 便座 便座カバー 取付け用小便器 ビデ 便槽</p>
	<p>二十四 ちや</p>	<p>おも ちや</p>
<p>浄化槽 水洗便所用水槽 牛乳受け箱 郵便受け箱 郵便受け口金具 新聞受け箱 はしご はしご用踏み棧 踏み台 脚立</p>	<p>人形 起き上りおもちや 動物おもちや 人形用首 人形用服 人形用靴 船おもちや 三輪車おもちや オートバイおもちや スクーターおもちや 自動車おもちや バスおもちや 押し車おもちや 電車おもちや 汽車おもちや</p>	

〔特許三二〕

	<p>知言おもちゃ</p>	<p>タンクおもちゃ 飛行機おもちゃ ロケットおもちゃ おもちゃ用走路盤 銃おもちゃ 刀剣おもちゃ 弓矢おもちゃ 吹き矢おもちゃ 水鉄砲 計算おもちゃ 容器おもちゃ 家具おもちゃ 洗濯機おもちゃ 時計おもちゃ 望遠鏡おもちゃ 電話おもちゃ 笛おもちゃ ピアノおもちゃ オルガンおもちゃ 鈴おもちゃ 太鼓おもちゃ がらがら クラッカーおもちゃ びつくり箱 おしやぶり</p>	
<p>その他のおもちゃ</p>	<p>鳴りものおもちゃ</p>	<p>二十五 遊戯遊戯用具 娯楽用品</p>	<p>おもちゃ花火 風船玉 風車おもちゃ</p>
<p>遊戯娯楽機器</p>	<p>木馬 ジャングルジム ぶらんこ シーソー 滑り台 子供用三輪車 子供用自動車 三輪スケート なわ跳び具 竹馬 羽子板 追羽根 こま 竹とんぼ 剣玉 たこ まり ビーチボール 遊戯用浮袋 輪投げ ヨーヨー パチンコゲーム機</p>		

〔特許三三二〕

	その他の運動競技用品	二十七 楽器けん盤楽器
剣道用こて 体操用鉄棒 ピッケル ハーケン バーベル ダンベル エクスパンダー 猟銃 空気銃	ピアノ 電気ピアノ 電子ピアノ ピアノ用譜面立て ピアノ用ペダル ピアノ用カバー オルガン 電動オルガン 電子オルガン オルガン用譜面立て アコーディオン トランペット クラリネット たて笛 横笛 ハーモニカ けん盤付き吹奏楽器	管楽器等

弦楽器	打楽器	二十八 其他の趣味用品
バイオリン ギター 電気ギター ギター用テールピース ギター用ピック ギターケース 三味線 三味線用ばち 太鼓 木琴 鉄琴 ビブラフォーン 打楽器用ばち タンブリン カスタネット ミュージックシンセサイザー オルゴール リズム発生器 メトロノーム 調子笛 譜面台	その他の楽器等	その趣味用品 鳥かご 虫かご 犬小屋 首輪

二十九 用品、 書道 書画用品等 具等、 教習	教習具	觀賞魚用水槽
		文鎮 すずり すずり箱 水滴 画板 絵画用パレット 絵画用パレットカップ 絵画用パレットナイフ 筆洗い 絵画用カンバス 絵画用油つぼ 絵の具箱 絵画用イーゼル 彫刻刀 粘土細工用へら 教育用模型 地図 地球儀 地球儀 月球儀 天球儀 星座図 配色盤 英語学習機 数学学習機

三十 具、 事務 用 具等 筆記 具 及 び 筆 記 具 関 連 品	スタンプ用品及び 騰写用品	万年筆 万年筆用ペン先 万年筆軸 シャープペンシル ボールペン ボールペン付きシャープペン シル ペン先 ペン軸 鉛筆 毛筆 画筆 マーキングペン 筆記具用キャップ 筆記具用クリップ クレヨン 白墨ホルダー インクスタンド 鉛筆削り器 電動鉛筆削り器 消しゴム 下敷き 印材 肉池 スタンプ
--	------------------	---

〔特許三二〕

計算用事務用具及 び図案製図用具	<p>回転印刷 スタンブ台 謄写版 謄写用やすり 計算尺 そろばん 製図板 製図台 透写台 ドラフター コンパス からす口 デバイダー 分度器 テンプレート 三角定規 丁定規 雲形定規 郵便用封かん機 郵便用開封機 ペーパーシュレッダー ステープラー 電動ステープラー 事務用パンチ 事務用電動パンチ 番号機</p>
事務用整理箱等	<p>有価証券抹消機 ハンドドラベラー ペーパーカッター はと目打ち ペーパーナイフ 事務用クリップ 事務用ピン 画びよう 千枚通し 接着テープホルダー ファイリングキャビネット 図面保管キャビネット 書類整理かご 書類整理箱 名刺整理箱 本立て ブックエンド 筆入れ 文箱 状差し ペン皿 ペン立て 印判入れ 印箱 電話早見表</p>

〔特許三三〕

〔特許三三〕

<p>その他の事務用品</p> <p>卓上カレンダー 黒板 黒板ふき 統計表示器</p>	<p>三十一 事務 用紙製品、 印刷物等</p>
<p>帳簿、とじ込み用品等</p> <p>謄写版原紙 カーボン紙 手形 小切手 名刺ホルダー スクラップブック 手帳 日記帳 伝票つづり ファイル ファイル用金具 バインダー バインダー用金具 ハンギングフォルダー 用せんばさみ ノート スケッチブック 便せんつづり アルバム ネガカバー 小切手帳 ブックカバー 書籍 パンフレット カレンダー</p>	<p>伝票 封筒 事務用せん 統計用紙 目録カード タイムカード 磁気カード ノート用紙 原稿用紙 方眼紙 便せん 写真台紙 アルバム用台紙 スライドフィルム用台紙 荷札 名刺台紙 グリーティングカード はがき 絵はがき クリスマスカード パスデーカード</p>
<p>印刷物</p>	

<p>三十二 包装用容器、包装紙等</p>	
<p>包装用缶 包装用瓶 包装用箱 包装用たる 包装用かご 包装用押し出しチューブ 包装用皿 包装用アンブル 包装用噴霧器 包装用袋 包装用容器 包装用容器の替え栓 包装用容器のふた 王冠</p>	<p>カタログ ポスター ちらし しおり クーポン 切符 下足札 表札 ネームプレート プライスカード</p>
<p>商品陳列用具</p>	<p>三十三 広告用具及び表示用具並びに商品陳列用具</p>
<p>商品陳列ケース 商品陳列ケース用上枠 商品陳列ケース用下枠 商品陳列ケース用縦枠 商品陳列ケース用レール 商品陳列棚</p>	<p>包装紙等 包装用枠 包装紙 レットル 包装用しおり 包装用すだれ 掛け紙 包装用台紙 広告器 広告板 掲示板 広告灯 アドバルーン 道路標識 電光表示盤 スコアボード 旗 三角旗 旗のぼり 旗ざお</p>

〔特許三二〕

〔特許三三〇〕

<p>三十四 運搬、昇降又は貨物取扱い用機械器具</p>		
	<p>天井クレーン ジブクレーン ベルトコンベヤー スクリューコンベヤー コンベヤーチェーン ウインチ ホイスト チェーンブロック エレベーター エスカレーター 動力ジャッキ 手動ジャッキ コンテナ 輸送用パレット 輸送用ポンベ 滑車 運搬機械用レール</p>	<p>商品陳列台 売場台 冷蔵用ショーケース マネキン人形</p>

三十五 車両
鉄道車両
機関車
旅客車
トロッコ
鉄道車両用台車

自動車

	<p>鉄道車両用ブレーキシュー 鉄道車両用いす 乗用自動車 バス トラック ダンプトラック トラック用荷台 トラック用あおり板 トラクター トレーラー 消防自動車 じんかい車 クレーン車 雪上自動車 フォークリフトトラック 自動車用前照灯 自動車用尾灯 自動車用ステアリングホイール 自動車用コンソール 自動車用シフトレバー 自動車用車輪 自動車用リム 自動車用タイヤ 自動車用ハブキャップ 自動車用ホイールキャップ</p>
--	--

<p>自動二輪車等</p> <ul style="list-style-type: none">自動車用ブレーキシュー自動車用ブレーキディスク自動車用マフラー自動車用バンパー自動車用インストルメントパネル自動車用銃自動車用ウインドワイパー自動車用警告器自動車用ヒーター自動車用クーラー自動車用サイドミラー自動車用バックミラー自動車用シート自動車用ラジエーターグリルタイヤチェーン自動車用泥よけ自動車用サイドバイザー自動車用サンバイザー自動車用ルーフキャリアヤーオートバイモータースクーター三輪自動車自動二輪車用前照灯自動二輪車用尾灯自動二輪車用タイヤ	
	<p>自転車</p> <ul style="list-style-type: none">自動二輪車用ショックアブソーバー自動二輪車用ブレーキ自動二輪車用燃料タンク自動二輪車用マフラー自動二輪車用バックミラー自動二輪車用サドル自動二輪車用風防自転車自転車用フレーム自転車用泥よけ自転車用ハンドル自転車用ブレーキレバー自転車用キャリアパーブレーキ自転車用ブレーキシュー自転車用ギヤクランク自転車用クランク自転車用ペダル自転車用タイヤ自転車用サドル自転車用サドルカバー自転車用警告器自転車用前照灯自転車用尾灯自転車用ダイナモ自転車用チェーンケース

〔特許三三二〕

	<p>三十六 船舶 及び航空機</p>
<p>運搬車等</p>	<p>航空機</p>
<p>自転車用キャリヤ 自転車用スタンド 自転車用錠 自転車用前ホーク 自転車用雨よけ具 リヤカー 荷車 乳母車 乳母車用車輪 タイヤバルブ クローラー</p>	<p>客船 貨物船 モーターボート ヨット ヨット用マスト オールボート カヌー 漁船 船外機 船舶用スクリュー 船舶用いかり 船舶用かじ 飛行機 飛行機 飛行船</p>
<p>三十七 基本 的電気素子</p>	
<p>電線等</p>	<p>抵抗器、コンデン サー等</p>
<p>裸電線 被覆電線 トロリー線 バスダクト ブスバー 導波管 固定抵抗器 電力用巻線抵抗器 可変抵抗器 固定コンデンサー 電解コンデンサー 可変コンデンサー トリマーコンデンサー 電力用コンデンサー 高周波コイル ソレノイド 水晶発振器 電磁開閉器 マイクロスイッチ リミットスイッチ 圧力スイッチ 温度スイッチ 近接スイッチ 光電スイッチ レベルスイッチ</p>	<p>開閉器及び遮断器</p>

		<p>配線用遮断器 漏電遮断器 断路器 柱上開閉器 油遮断器 真空遮断器 ガス遮断器 ヒューズ ヒューズリンク ヒューズホルダー ヒューズベース ロータリースイッチ トグルスイッチ プッシュスイッチ シーソースイッチ 足踏みスイッチ タイムスイッチ 保護継電器 温度継電器 限時継電器 電磁継電器 無接点リレー リードリレー 真空管 マグネトロン</p>	
	電池	接続器等	<p>撮像管 放電管 偏向ヨーク ダイオード サイリスタ 光電変換素子 発光ダイオード 圧電素子 サーミスター 乾電池 水銀電池 蓄電池 太陽電池 コンセント テーパータップ 差し込みプラグ パイロットランプ用ソケット 電子管用ソケット 印刷配線板用コネクタ 高周波用同軸コネクタ ジャック プラグ 圧着端子 接触子 接地棒</p>

〔特許三二二〕

〔特許三二二〕

	三十八 配電又は制御機 又は制御機 器具、回 転電機機 械等	端子盤 端子板 電氣機器用つまみ
電氣ケーブル又は 電線用据付け具	自動電圧調整器 電力用変圧器 誘導電圧調整器 計器用変圧器 変流器 変圧変流器 直流安定化電源器 充電器 放電灯用安定器 リアクトル 避雷器 配電盤 分電盤 調光器 シーケンスコントローラー ケーブルドラム 電線管 電線管ターミナルキャップ アウトレットボックス スイッチボックス フラッシュプレート シーリンググローブ	
三十九 通信電話機等 機械器具	回轉電機機械	
電話機 公衆電話機 携帯電話機 電話交換機 インターホン 電信機 テレプリンター ファクシミリ	電線止めくぎ 電線止めクリップ 引留めクランプ ケーブルハンガー 送電線用スパーサー 送電線用ダンパー がいし 絶縁ブッシング 直流発電機 交流発電機 エンジン発電機 直流電動機 交流電動機 ブレーキモーター クラッチモーター ギヤードモーター 電動発電機	

第三章 意匠に関する法令 意匠法施行規則

<p>四十 音声周 波機械器具 及び映像周 波機械器具</p>	
	<p>無線通信機等 無線通信機用部品 及び付属品</p>
<p>音声周波機械器具</p> <p>ラジオ受信機 ラジオ用チューナー テープレコーダー ラジオ受信機付きテープレコーダー テーププレーヤー テープレコーダー用磁気ヘッド テープレコーダー用リール 電気蓄音機 ラジオ受信機付き電気蓄音機</p>	<p>写真電送機 通信中継交換機 無線通信機 ロラン受信機 オメガ受信機 方向探知機 アンテナ パラボラアンテナ アンテナ素子 方向性結合器 アイソレーター 検波器 通信用増幅器 同調器 変調器</p>
<p>映像周波機械器具</p>	
<p>レコーダプレーヤー レコーダプレーヤー用ターンテーブル レコーダプレーヤー用ピックアップ レコーダプレーヤー用トーンアーム レコーダプレーヤー用カートリッジ ハイファイ用アンプ 音声調整卓 グラフィックイコライザー イヤホン ヘッドホン マイクロホン マイクスタンド スピーカー スピーカーボックス スピーカー用ホーン テレビ受像機 ラジオ受信機付きテレビ受像機 ビデオテープレコーダー付きテレビ受像機 投射型テレビ受像機 ビデオテープレコーダー ビデオディスクプレーヤー</p>	

<p>四十二 計量器具 測定機、測定器具、測定機、測定器具、測定機、測定器具</p>	<p>四十一 電子計算機等</p>	
<p>長さ計等</p>	<p>電子応用機械器具</p>	<p>電子計算機等</p>
<p>巻き尺 タキシメーター ノギス ハイトゲージ マイクロメーター ダイヤルゲージ</p>	<p>電子計算機 磁気ディスク記憶機 データ入力機 電子計算機用プリンター エックスワイプロッター 紙テープ読み取り機 紙テープ穿孔機 磁気カード読み取り機 ライトペン 自動製図機 エックス線管 魚群探知機 超音波探傷機 電子顕微鏡</p>	<p>テレビカメラ ビデオテープレコーダー付き テレビカメラ テレビカメラ用ビューファイ ンダー</p>
<p>回転計、速度計、 圧力計、光度計等</p>	<p>はかり、温度計、 面積計及び体積計</p>	<p>はかり、温度計、 面積計及び体積計</p>
<p>粘度計 比重計 レベル計 流速計 流量計 熱量計 湿度計 光度計 タイヤプレッシャーゲージ 速度計 タコグラフ 回転計 回転計</p>	<p>ブロックゲージ 角度ゲージ はかり 分銅 ヘルスマーター 温度計 体温計 プラニメーター 升 ガンリシ量器 水量メーター 計量スプーン 計量カップ 回転計 回転計 タコグラフ 速度計 タイヤプレッシャーゲージ 光度計 湿度計 熱量計 流量計 流速計 レベル計 比重計 粘度計</p>	<p>ブロックゲージ 角度ゲージ はかり 分銅 ヘルスマーター 温度計 体温計 プラニメーター 升 ガンリシ量器 水量メーター 計量スプーン 計量カップ 回転計 回転計 タコグラフ 速度計 タイヤプレッシャーゲージ 光度計 湿度計 熱量計 流量計 流速計 レベル計 比重計 粘度計</p>

電気計測器	試験器及び分析機械器具	測量機械器具及び気象観測機械器具								
電流計 電圧計 電力計 オシロスコープ オシログラフ 位相測定器 計測器用増幅器 引張り強さ試験機 万能試験機 圧縮強さ試験機 ピーニイチ計 分光光度計 炎光光度計 光電比色計 ガスクロマトグラフ 赤外線ガス分析計 ガス濃度計 騒音計 振動計 トランシット 六分儀 八分儀 水準儀 磁気コンパス 測量用ターゲット	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1193 1243 1385 1422">四十三 時計</td> <td data-bbox="726 1243 1193 1422"></td> <td data-bbox="242 1243 726 1422">四十四 光学機械器具</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1193 1422 1385 1668"> 測量用ボール 雨量計 風速計 気圧計 </td> <td data-bbox="726 1422 1193 1668"> 写真機械器具 </td> <td data-bbox="242 1422 726 1668"> 望遠鏡等 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1193 1668 1385 2083"> 腕時計 時計バンド 懐中時計 ストップウォッチ 置時計 掛け時計 時計文字盤 時計針 時計側 時計用ガラス </td> <td data-bbox="726 1668 1193 2083"> 望遠鏡 双眼鏡 顕微鏡 拡大鏡 カメラ 一眼レフカメラ 顕微鏡カメラ カナラボディ カメラ用フィルター カメラ用フード カメラ用三脚 </td> <td data-bbox="242 1668 726 2083"></td> </tr> </table>	四十三 時計		四十四 光学機械器具	測量用ボール 雨量計 風速計 気圧計	写真機械器具	望遠鏡等	腕時計 時計バンド 懐中時計 ストップウォッチ 置時計 掛け時計 時計文字盤 時計針 時計側 時計用ガラス	望遠鏡 双眼鏡 顕微鏡 拡大鏡 カメラ 一眼レフカメラ 顕微鏡カメラ カナラボディ カメラ用フィルター カメラ用フード カメラ用三脚	
四十三 時計		四十四 光学機械器具								
測量用ボール 雨量計 風速計 気圧計	写真機械器具	望遠鏡等								
腕時計 時計バンド 懐中時計 ストップウォッチ 置時計 掛け時計 時計文字盤 時計針 時計側 時計用ガラス	望遠鏡 双眼鏡 顕微鏡 拡大鏡 カメラ 一眼レフカメラ 顕微鏡カメラ カナラボディ カメラ用フィルター カメラ用フード カメラ用三脚									

<p>四十五 事務用機械器具</p>	
	<p>映画機械器具</p>
<p>卓上電子計算機 ラジオ受信機付き卓上電子計算機 会計機 金銭登録機</p>	<p>カメラ用雲台 カメラ用セルフタイマー カメラ用露出計 カメラ用距離計 カメラ用ファインダー エレクトロニックフラッシュ カメラ用グリップ カメラ用モータードライブ カメラレンズ 引き出し機 現像タンク 写真用プリンター 写真用乾燥機 スライド映写機 オーバーヘッドプロジェクター 写真用ビューアー 八ミリ映画撮影機 八ミリ映画映写機 映画映写スクリーン 映画映写リール</p>
<p>四十七 保安機械器具等</p>	<p>四十六 自動販売機及び自動サービスマシン</p>
<p>防じんマスク 防護面 ヘルメット</p>	<p>複写機 複写機用コレクター シアン複写機 マイクロフィルム用リーダー マイクロフィルム用リーダー プリンター タイムレコーダー タイムスタンプ 和文タイプライター 欧文タイプライター 硬貨計数機 紙幣計数機</p> <p>飲料自動販売機 冷凍食品自動販売機 たばこ自動販売機 乗車券自動販売機 入場券自動販売機 切手自動販売機 自動販売機用貨幣計数機 両替機 現金自動支払機 自動改札機</p>

<p>四十八 医療診療施設用機械器具</p>	
<p>理学診療用機械</p>	<p>救命浮袋 救命胴衣 緩降機 消火栓 消火器 火災用感知器 防犯警報器 回転警告灯 交通信号機 道路用反射器 道路用反射鏡 発煙筒 オイルフェンス</p>
<p>診断用機械器具</p>	<p>医療用鋼製器具</p>
<p>手術台 手術用無影灯 酸素吸入器 保育器 医療用エックス線撮影台 医療用エックス線カメラ シャウカステン 担架 患者運搬車 医療用いす 離被架 赤外線治療器</p>	<p>紫外線治療器 レーザー治療器 水銀灯治療器 低周波治療器 高周波治療器 超音波治療器 磁気治療器 水浴槽機 手術用ナイフ 手術用はさみ 手術用ピンセット 手術用鉗子 手術用鉗子 手術用鉗子 手術用鉗子 手術用鉗子 手術用鉗子 手術用鉗子 聴診器 打診器 舌圧子 消息子 腔鏡 血圧計 オージオメーター 偏平足検診器 額帯反射鏡 膀胱鏡 骨盤計</p>

<p>四十九 及び工具 利器 手持ち刃物</p>	
	<p>手術用機械器具及 び処置用機械器具 色盲検査器 麻醉器 人工心肺機 胃腸縫合機 注射針 套管針 骨髓穿刺針 注射筒 採血器 輸血器 氣管カニユーレ カテーテル 膀胱洗淨器 ネブライザー 歯科用治療台 歯科用注射筒 根管リーマー 咬合器 歩行補助器 車いす 義手 松葉づえ</p>
<p>ナイフ ポケットナイフ 登山ナイフ</p>	
<p>電工ナイフ 水中用ナイフ カッターナイフ カッターナイフ用替え刃 畳包丁 洋はさみ 握りはさみ 理髪はさみ 金切りはさみ 植木はさみ 花切りはさみ 刈り込みはさみ 電気はさみ のみ のみ用刃 かな かな台 のこぎり ハクソーフレーム のこ身 のこぎり用柄 きり 手回しボール おの なた なた たがね</p>	

手持ち作業工具

携帯用動力工具

- 食い切り
- やつとこ
- レンテ
- レンチ用エクステンションバー
- レンチ用ソケット
- レンチ用ラチェットハンドル
- スパナ
- プライヤー
- プライヤーケース
- ペンチ
- ニッパー
- ドライバ
- 万力
- ボルトクリッパー
- 手動パイプペンダー
- 左官用こて
- 左官用スクレーパー
- 金づち
- くぎ締め
- くぎ抜き
- ガラス切り
- 携帯用電気グラインダー
- 携帯用電気ドリル
- 携帯用電気サンダー
- 携帯用電気かんな

機械工具

- 携帯用電気善切り機
- 携帯用電気ジグソー
- 携帯用電気丸のこ
- 携帯用電気ドライバ
- 携帯用電気ニブラ
- 携帯用空気ドリル
- 携帯用エアージェットライナー
- 携帯用エアージェット
- 携帯用エアードライバ
- 携帯用エアースサンダー
- 携帯用チェーンソー
- ドリル
- リーマー
- テーパーパーピンリーマー
- フライス
- エンドミル
- ギヤカッター
- ブローチ盤用ブローチ
- バイト
- ハンドタップ
- 機械タップ
- ねじ切りダイス
- ダイヘッドチェザ
- ねじ転造ダイス
- スローアウェイバイト

〔特許三三〕

<p>五十 漁業用 機械器具</p>	<p>その他の利器及び 工具</p>
<p>漁具等</p>	<p>スローアウェイバイト用超硬 チップ 超硬ロックビット 超硬コアビット コアドリル ダイヤモンドドレッサー グラインディングホイール 丸のこ刃 帯のこ刃 円筒のこ刃 糸のこ刃 手かぎ 砥石 砥石台 やすり トーチランプ 半田ごて 大工用留定規 墨つぼ 工具箱</p>
<p>引き網 さ手網 定置網 釜 漁網用浮き</p>	

<p>五十一 農業用 機械器具、 農業用整地機 具、 建設機械等</p>	<p>釣具</p>
<p>農業用トラクター 動力耕運機 動力耕運機用プラウ</p>	<p>漁網用いわ網 操網機 集魚灯 生けす 養殖用給餌機 養殖いかだ たこつぼ 箱眼鏡 釣機 釣ざお 釣ざお用ハンドル 釣ざお用ガイド 釣用リール 釣ざおケース 釣針 擬餌針 擬餌 釣用おもり 釣用浮き たも網 釣用クーラー 釣用びく</p>

栽培管理用機具	収穫調整用機具
<p>動力耕運機用うね立て機 動力耕運機用耕運刀 くわ 肥料散布機 播種機 施肥播種機 田植機 田植機用車輪 移植機 芋植付け機 水田中耕除草機 カルチペーター 栽培用ミスト機 鳥獣威嚇機 剪定機 移植ごて 刈払い機 くま手 シヨベル 刈取り結束機 刈取り結束機用結束機 刈取り機用刃 ばれいしよ掘取り機 コンバイン トマト収穫機</p>	<p>わら打ち機等</p> <p>かま 脱穀機 もみすり機 唐箕 選穀機 果実選別機 穀物用乾燥機 牧草用乾燥機 わら打ち機 なわな機 俵編み機 わら用押し切り 芝刈り機 じょうろ 植木鉢 植木鉢カバ 飼料裁断機 飼料粉碎機 畜産用自動給餌機 畜産用自動給水機 搾乳機 ふ卵機 育すう機 ひよこ用雌雄鑑別機 選卵器</p> <p>畜産機械器具等</p>

〔特許三三三〕

鉦山機械及び建設機械 検卵器 上蒨器 鉦山用穿孔機 さく岩機 ブルドーザー パワーショベル パワーショベル用コンクリート破碎機 パワーショベル用バケット ショベルローダー バックホウ くい打ち機 くい抜き機 ロードローラー タイヤローラー コンクリートミキサ コンクリート吹き付け機 コンクリートカッター ジョークラッシュャー コーンクラッシュャー ロールクラッシュャー 破碎機用刃 ボールミル ロッドミル 回転ふるい分け機 振動ふるい分け機	破碎機、磨碎機及び選別機
--	--------------

五十二 食料加工機械等	五十三 繊維機械及びミシン
繊維機	紡績機械等
スパイラル分級機 空気分級器 ベルトファイダー 淘汰盤 淘汰機 浮遊選別機 磁気選別機	粗紡機 精紡機 撚糸機 紡績機械用スピンドル 紡績機械用リング 紡績機械用ポビン 力織機

〔特許三三三〕

<p>五十四 化学化学機械器具</p>	
	<p>編み機、染色仕上機械等</p>
<p>汚水処理用ろ過機 化学工業用ろ過機 上水道用ろ過機 遠心分離機 集じん機</p>	<p>手織り機 横編み機 丸編み機 靴下編み機 縦編み機 手編み機 手編み機用キャリッジ な染機 起毛機 ミシン 刺しゅう縫いミシン ボタン穴ミシン 袋口縫いミシン ミシン針 ミシン用押え ミシン用ポビン ミシン用ポビンケース ミシン用テーブル ミシン用キャビネット ミシン用ケース</p>

<p>五十五 金属旋盤及びボール盤</p>	
<p>普通旋盤</p>	<p>化学用実験器具等</p> <p>熱交換器 加熱器 冷却器 凝縮器 熱交換管 混合機 かくはん機 かくはん機用翼 ねつか機 乳化機 分解機 オートクレーブ ガス発生炉 デシケーター 化学実験用ろつぼ 化学実験用恒温器 化学実験用分注器 ドラフトチャンバー ピペット ビュレット スポイト ピーカー フラスコ 試験管立て</p>

〔特許三三〕

〔特許三三〕

加工機械、
木材加工機
械等

フライス盤、平削
り盤、研削盤等

歯車加工機械

その他の金属工作
機械

- ならい旋盤
- タレット旋盤
- 卓上旋盤
- 直立ボール盤
- ラジアルボール盤
- 多軸ボール盤
- 卓上ボール盤
- ベット形フライス盤
- ひざ形フライス盤
- 平削り盤
- 形削り盤
- 立て削り盤
- 円筒研削盤
- 内面研削盤
- 平面研削盤
- 工具研削盤
- ホーニング盤
- 卓上電気グラインダー
- ホブ盤
- 歯車形削り盤
- ラック歯切り盤
- 歯車研削盤
- 歯車仕上盤
- マシンングセンター
- ブローチ盤

金属一次製品製造
機械及び第二次金
属加工機械

溶接機及び溶断機

金属加工機械用部
品及び付属品

- ラップ盤
- 金切り弓のこ盤
- 金切り帯のこ盤
- 金切り丸のこ盤
- ねじ切り盤
- ねじ立て盤
- 放電加工機
- 分塊圧延機
- 板材圧延機
- 引き抜き製管機
- 板金用ベンディングロール
- 丸棒用ベンディングマシン
- 液圧プレス
- 機械プレス
- 剪断機
- 鍛造機
- 電気溶接機
- ガス溶接機
- テルミット溶接機
- 超音波溶接機
- 溶接用トーチ
- 溶接棒
- ガス溶断機
- 連動チャック
- コレット

<p>五十六 動力 機械器具、ポンプ、圧縮機、送風機等</p>	
<p>ボイラー及びパー ナー</p>	<p>合成樹脂加工機械 及び鑄造機 木材加工機械等</p>
<p>自動車用内燃機関 農業機械用内燃機関 ガスタービン 内燃機関用点火プラグ 内燃機関用油フィルター 内燃機関用消音器 内燃機関用放熱器 内燃機関用冷却ファン 暖房用温水ボイラー</p>	<p>バイトホルダー ダイセット 圧縮成形機 射出成形機 押し出し成形機 遠心鑄造機 鑄造用るつぼ 木工丸のこ盤 木工帯のこ盤 手押しかな盤 自動かな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工ボール盤 角のみ盤 木工旋盤</p>

<p>五十七 その 他の産業用 機械器具</p>	
<p>包装又は荷造り機 械</p>	<p>印刷機械及び製本 機械 ポンプ 圧縮機及び送風機</p>
<p>凸版印刷機 平版印刷機 凹版印刷機 孔版印刷機 版胴 写真植字機 製本用断裁機 製本つづり機 缶詰め機 瓶詰め機</p>	<p>貯湯式ボイラー ガスバーナー 重油バーナー 渦巻きポンプ 軸流ポンプ 斜流ポンプ 回転ポンプ 往復ポンプ ポンプ用羽根車 軸流圧縮機 往復圧縮機 圧縮機用ケーシング 軸流送風機 遠心送風機 送風機用ケーシング</p>

<p>五十九 仮設 工事用品</p>	<p>五十八 産業 用機械器具 及び 汎用部品 及び 付属品</p>	
<p>足場用品</p>		<p>塗装用機械器具等</p>
<p>足場用建柱 足場用支柱</p>	<p>油圧シリンダー 油差し グリースガン 動力伝導用クラッチ 動力伝導用カップリング プーリー 減速機 変速機 歯車 動力伝導用チェーン 動力伝導用ベルト</p>	<p>ふた付け機 上包み機 こん包用結束機 塗装用スプレーガン 塗装用はけ 塗装用ローラー 作業用照明器具 ヘッドランプ 陶芸用電気窯 産業用ロボット</p>

<p>六十 土木構 造物及び土 木用品</p>	
<p>土木構造物</p>	<p>支保工用品 型枠等</p>
<p>組立て橋りよう 組立て橋りよう用トラス トンネル用セグメント 面木</p>	<p>足場用手すり柱 足場板 足場用壁つなぎ 足場クランプ 足場用ブラケット 足場用ベース金具 パイプサポート パイプサポート用差し込みピ ン 支保工用調整梁^{はり} 端太^{はもと} コンクリート型枠 コンクリート型枠連結具 コンクリート型枠締付け金物 コンクリート型枠締付け用く さび コンクリート型枠締付け用コ ーン コンクリート型枠締付け用座 金 セパレーター スペーサー 面木</p>

	<p>基礎工事用品及び 土工事用品</p>	<p>トンネル用セグメントの継ぎ 手 ロックボルト 水門 水門扉 高架タンク ガスタンク 鉄塔 電柱 電柱用足場金具 電柱用バンド 基礎くい 基礎くい用くつ金物 基礎くい用継ぎ手 ケーソン 擁壁用ブロック 法張りブロック 法面保護用網 法面保護用枠 矢板 矢板継ぎ手 歩車道境界ブロック 歩道用コンクリート平板 縁石ブロック 覆工板 道路用びよう</p>		<p>河川、港湾又は海 洋用品</p>	<p>道路用伸縮継ぎ手 道路用安全さく ガードレール用板 雪崩予防さく 防雪さく 護岸用ブロック 根固めブロック 沈床 消波用ブロック けい船岸用防舷材 浮棧橋 浮防波堤 人工魚礁 人工魚礁用ブロック 上下水道用設備用 品 下水管 マンホール側塊 マンホールふた マンホール用足場金具 汚水升 雨水升 側溝用ブロック 水路構成用ブロック 溝ぶた 暗渠ブロック 床排水口用目皿</p>
<p>道路用品</p>					

〔特許三三〕

	<p>農業土木用品</p>	<p>床排水用トランプ 制水弁用弁箱 量水器用保護箱 畦畔用板 畦畔用ブロック 農業用せき 農業用せき柱</p>
<p>六十一 組立 て家屋、屋 外装備品等</p>	<p>組立 て家屋等</p>	<p>組立 て家屋 組立 てバンガロー テント テント柱 組立 て便所 組立 て車庫 組立 て物置 組立 て温室 ビニールハウス 組立 て畜舎 浴室 サウナ室 窓手すり 窓用面格子 階段 階段手すり 手すり用笠木 手すり用笠木受け</p>
<p>六十二 建築 用構成部材 柱、梁等</p>	<p>門、扉、さく等</p>	
<p>柱、桁、梁、梁受け金物</p>	<p>門 門柱 門扉 扉 扉用笠木 扉用笠木受け さく さく用立子 さく用飾り金具 ガーデンフェンス 高置水槽 高置水槽用パネル 鳥居 電話ボックス 郵便ポスト</p>	<p>手すり用支柱 手すり用立子 バルコニー ベランダ ベランダ用さく ポーチ</p>

ふすま ふすま用框 <small>かまち</small>	障子	網戸	網戸用上框 <small>かまち</small>	網戸用下框 <small>かまち</small>	網戸用縦框 <small>かまち</small>	網戸用中棧	網戸用押し縁	欄間	建物用間仕切り	建物用間仕切り柱	アコーディオンドア	アコーディオンドア用フレーム	スライディングドア	スライディングドア用パネル	建具用ちようつがい	建具用クレセント錠	ドアクロージャー	建具用戸車	ふすま引手	建具用レバーハンドル	建具用取手	くぎ隠し	ドアスコープ	カーテンレール	ノッカー	カーテンレール	カーテンランナー	カーテンストッパー	カーテンレール用ブラケット	カーテンレール用フック	カーテンボックス	ドア用枠、窓用枠等	ドア用枠	ドア用上枠	ドア用下枠	ドア用縦枠	ドア用戸当り	引戸用枠	引戸用上枠	引戸用下枠	引戸用縦枠	引違い窓枠	引違い窓用上枠	引違い窓用下枠	引違い窓用縦枠	回転窓枠	回転窓用上枠	回転窓用下枠	回転窓用縦枠	はめ殺し窓枠
---------------------------------	----	----	--------------------------	--------------------------	--------------------------	-------	--------	----	---------	----------	-----------	----------------	-----------	---------------	-----------	-----------	----------	-------	-------	------------	-------	------	--------	---------	------	---------	----------	-----------	---------------	-------------	----------	-----------	------	-------	-------	-------	--------	------	-------	-------	-------	-------	---------	---------	---------	------	--------	--------	--------	--------

<p>雨戸及び戸袋</p>	<p>はめ殺し窓用上枠 はめ殺し窓用下枠 はめ殺し窓用縦枠 窓枠用額縁 方立て 無目</p>
<p>建物用シャッター</p>	<p>建物用通風口 建物用点検口 建物用点検口の枠 雨戸 雨戸用板 雨戸用上枠 雨戸用下枠 雨戸用縦框 雨戸用縦框 雨戸用上枠 雨戸用下枠 雨戸用縦枠 戸袋 戸袋用鏡板 建物用シャッター 建物用シャッター 建物用シャッター中柱 建物用シャッターのガイドレール 建物用シャッターのケース</p>

<p>六十四 建築用内外装材</p>	<p>かわら、タイル等</p>	<p>鬼がわら 棧がわら 軒がわら 棟がわら 面戸がわら</p>
<p>建築用板等</p>	<p>モザイクタイル用台紙 床板 天井板 壁板 壁下地用板 屋根板 建築用板 建築用裝飾板 壁紙 障子紙 ふすま紙</p>	<p>六十五 その他の基礎製品 織物地、板等</p>
<p>織物地 編物地 レース地 網地 段ボール</p>		

〔特許三三〕

ひも、ロープ等	合成樹脂地 合成樹脂板 ゴム板 ガラス板 金属板 金網 糸
ねじ、くぎ、金物等	毛糸 組ひも 編ひも 織ひも 細幅レース地 紙ひも ビニールテープ ロープ ワイヤーロープ 鎖 ボルト ナット 木ねじ 割ピン 座金 くぎ リベット かすがい
バルブ等	目かすがい くさび ジベル ちようつがい 錠 南さん錠 鍵材 つるまきばね ターンバックル キャスター キャスター用車輪 インゴット はとめ バルブ 玉形弁 アングル弁 仕切り弁 逆止弁 ちよう形弁 バルブ用ハンドル コック ガスコック コック用ハンドル 蒸気トラップ 給水栓

管継ぎ手	湯水混合水栓 給水栓用ハンドル 給水栓用整流器 止水栓 散水用ノズル 管継ぎ手 エルボ レジュューサー ニップル アウトレット 分岐サドル
配管用管	管継ぎ手用パッキング 配管用管 ホース ホース締付け具 管体保護キャップ 配管用支持金具

備考

- 一 この表の下欄に掲げる物品の区分に属する物品について意匠登録出願をするときは、その物品の属する物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならぬ。
- 二 この表の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、その下欄に掲げる物品の区分と同程度の区分による物品の区分を願書の「意匠に

別表第二(第六条関係)

一	一組の喫煙用具セット
二	一組のコーヒーセット
三	一組の紅茶セット
四	一組の薬味入れセット
五	一組のせん茶セット
六	一組のディナーセット
七	一組の飲食用ナイフ、フォークおよびスプーン
八	一組のコーヒーセットおもちゃ
九	一組の紅茶セットおもちゃ
十	一組の薬味入れセットおもちゃ
十一	一組のディナーセットおもちゃ
十二	一組の飲食用ナイフ、フォークおよびスプーンおもちゃ
十三	一組のひなセット

本表…一部改正(昭和五〇年九月通産令八四号)

係る物品」の欄に記載しなければならない。

本表…一部改正(昭和四二年七月通産令九一号・五〇年九月八四号・五二年二月七三号・五七年一月七三号)